



茨城県報

第 1 6 6 2 号

平成17年 4 月14日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

●受胎調節実地指導員の指定 (子ども家庭課)	2
●指定居宅サービス事業者の廃止 (高齢福祉課)	2
●指定居宅介護支援事業者の廃止 (高齢福祉課)	3
●児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課)	3
●身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課)	3
●知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課)	4
●大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課)	4
●大規模小売店舗の変更の届出 (3 件) (中小企業課)	5
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2 件) (中小企業課)	8
●使用料の徴収事務の委託 (林政課)	9
●道路の供用の開始 (3 件) (道路維持課)	10
●土地改良区役員の退任 (土地改良事務所)	11
●土地改良事業の工事の完了 (4 件) (土地改良事務所)	11

(選挙管理委員会)

●政治団体の設立届出	12
●政治団体の届出事項の異動届出	12
●政治団体の解散届出	15
●資金管理団体の指定届出	16
●資金管理団体の届出事項の異動届出	16
●資金管理団体の指定の取消しの届出	17

公 告

●落札者等の公示 (市町村課)	17
●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課)	17
●緑地環境保全地域の指定等 (環境政策課)	18
●地籍調査の成果認証 (農村環境課)	23
●都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催 (都市計画課)	23
●開発行為の工事完了 (4 件) (建築指導課)	28
●落札者等の公示 (出納第一課)	28
●落札者等の公示 (出納第二課)	29

告 示

茨城県告示第494号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成17年4月5日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成17年4月14日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 鈴 木 佑実子

住 所 茨城県下妻市大字小島1041番地

氏 名 小 倉 亜由美

住 所 茨城県結城市大字久保田102番地の1

茨城県告示第495号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第78条の規定により告示する。

平成17年4月14日

茨城県知事 橋 本 昌

法人名	事業所名	所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社 ウェルケア・サービス	グループホーム こみやさんち	取手市本郷3-13-45	痴呆対応型共同生活介護	平成17年3月30日
社会福祉法人 千代田町社会福祉協議会	社会福祉法人 千代田町社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所	新治郡千代田町中佐谷1205	訪問入浴介護	平成17年3月31日
社会福祉法人 千代田町社会福祉協議会	社会福祉法人 千代田町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	新治郡千代田町中佐谷1205	訪問介護	平成17年3月31日
社会福祉法人 霞ヶ浦町社会福祉協議会	霞ヶ浦町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	新治郡霞ヶ浦町深谷3719-1	訪問介護	平成17年3月31日
社会福祉法人 美和村社会福祉協議会	社会福祉法人 美和村社会福祉協議会	常陸大宮市桧沢3632	訪問介護 訪問入浴介護 通所介護	平成17年3月31日
社会福祉法人 取手市社会福祉協議会	社会福祉法人 取手市社会福祉協議会	取手市大字寺田5144-3	訪問入浴介護	平成17年4月1日
藤代町	ホームケア ふじしろ	北相馬郡藤代町大字藤代700	訪問介護	平成17年3月31日
社会福祉法人 協和町社会福祉協議会	協和町社会福祉協議会 ホームヘルプサービス事業所	真壁郡協和町大字門井1975-1 協和町民総合センター内	訪問介護	平成17年3月31日
社会福祉法人 関城町社会福祉協議会	関城町社協指定訪問介護事業所	真壁郡関城町大字藤ヶ谷733-4	訪問介護	平成17年3月31日
社会福祉法人 明野町社会福祉協議会	社会福祉法人 明野町社会福祉協議会 介護サービス	真壁郡明野町大字新井新田48-1	訪問介護	平成17年3月31日
社会福祉法人 緒川村社会福祉協議会	社会福祉法人 緒川村社会福祉協議会 訪問介護事業所	常陸大宮市小舟1281	訪問介護	平成17年3月31日
社会福祉法人 山方町社会福祉協議会	山方町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	常陸大宮市山方3420-5	訪問介護	平成17年3月31日

茨城県告示第496号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第85条の規定により告示する。

平成17年 4 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

法人名	事業所名	所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 千代田町社会福祉協議会	社会福祉法人 千代田町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	新治郡千代田町中佐谷1205	居宅介護支援	平成17年 3 月31日
社会福祉法人 霞ヶ浦町社会福祉協議会	霞ヶ浦町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	新治郡霞ヶ浦町深谷3719－1	居宅介護支援	平成17年 3 月31日
社会福祉法人 美和村社会福祉協議会	美和村社会福祉協議会居宅介護支援事業所	常陸大宮市松沢3632	居宅介護支援	平成17年 3 月31日
藤代町	ホームケア ふじしろ	北相馬郡藤代町大字藤代700	居宅介護支援	平成17年 3 月31日
新利根町	新利根町役場	稲敷郡新利根町柴崎7427	居宅介護支援	平成17年 3 月21日
社会福祉法人 関城町社会福祉協議会	関城町社協指定居宅介護支援事業所	真壁郡関城町大字藤ヶ谷733－4	居宅介護支援	平成17年 3 月31日
社会福祉法人 明野町社会福祉協議会	社会福祉法人 明野町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	真壁郡明野町大字新井新田48－1	居宅介護支援	平成17年 3 月31日
社会福祉法人 山方町社会福祉協議会	山方町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	常陸大宮市山方3420－5	居宅介護支援	平成17年 3 月31日

茨城県告示第497号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の23の規定により告示する。

平成17年 4 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
08000300479112	筑西市社会福祉協議会指定居宅介護事業所	筑西市新井新田48－1	社会福祉法人 筑西市社会福祉協議会	筑西市小林355	平成17年 4 月 1 日	児童居宅介護等事業
08000300480110	かすみがうら市社会福祉協議会居宅支援事業所	かすみがうら市深谷3719－1	社会福祉法人 かすみがうら市社会福祉協議会	かすみがうら市中佐谷1205	平成17年 4 月 1 日	児童居宅介護等事業

茨城県告示第498号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第17条の23の規定により告示する。

平成17年 4 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
08000100479114	筑西市社会福祉協 議会指定居宅介護 事業所	筑西市新井新田48 － 1	社会福祉法 人 筑西市 社会福祉協 議会	筑西市小林355	平成17年 4 月 1 日	身体障害者 居宅介護等 事業
08000100480112	かすみがうら市社 会福祉協議会居宅 支援事業所	かすみがうら市深 谷3719－ 1	社会福祉法 人 かすみ がうら市社 会福祉協議 会	かすみがうら市中 佐谷1205	平成17年 4 月 1 日	身体障害者 居宅介護等 事業

茨城県告示第499号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第15条の23の規定により告示する。

平成17年 4 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
08000200479113	筑西市社会福祉協 議会指定居宅介護 事業所	筑西市新井新田48 － 1	社会福祉法 人 筑西市 社会福祉協 議会	筑西市小林355	平成17年 4 月 1 日	知的障害者 居宅介護等 事業
08000200480111	かすみがうら市社 会福祉協議会居宅 支援事業所	かすみがうら市深 谷3719－ 1	社会福祉法 人 かすみ がうら市社 会福祉協議 会	かすみがうら市中 佐谷1205	平成17年 4 月 1 日	知的障害者 居宅介護等 事業

茨城県告示第500号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成17年 4 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

猪 瀬 良 一

(2) 住所

筑波郡谷和原村大字東樋戸851番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

とりせんみらい平店

筑波郡谷和原村伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理地内685街区－ 1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社とりせん	群馬県館林市下早川田町700番地	前 原 章 宏
未定	未定	未定

- (3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年12月 2 日

- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,628㎡

- (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 226台

イ 駐輪場の収容台数 40台

ウ 荷さばき施設の面積 374㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 107 ㎡

- (6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午前 0 時 (一部午後10時)

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時45分～午前 0 時15分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 8 時

3 届出年月日

平成17年 4 月 1 日

茨城県告示第501号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成17年 4 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 名称及び代表者氏名

株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山 田 昇

(2) 住所

群馬県前橋市日吉町 4 丁目40番地の11

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランドひたちなか店

ひたちなか市稲田1426番 1 外

(2) 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 2 箇所

(変更後) 3 箇所

(3) 変更する年月日

平成17年 4 月28日

(4) 変更する理由

現在 1 ヶ所ある自動車の入口を通過して、周辺道路・施設等に駐車する車輛が発生している。その車輛を店舗敷地の駐車場へ円滑に誘導するため。

3 届出年月日

平成17年 3 月28日

~~~~~  
**茨城県告示第502号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成17年 4 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

三樹商事株式会社

代表取締役 小 川 健 樹

(2) 住所

那珂郡東海村大字舟石川762番地の 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東海駅東ショッピングタウン

那珂郡大字東海村舟石川字長堀15街区 1

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                        | 代表者氏名   |
|-------------|----------------------------|---------|
| 株式会社クロサワ眼鏡店 | 水戸市南町二丁目 3 番25号ハクビ水戸ビル 3 F | 黒 澤 輝 子 |
| 株式会社タカラブネ   | 京都府久世郡久御山町大字佐山小字双栗37番地     | 新 開 純 也 |
| 株式会社三貴      | 東京都豊島区東池袋 3 - 4 - 3 池袋イースト | 木 村 和 巨 |
| 株式会社大野書店    | 那珂郡東海村舟石川819-26            | 大 野 豊 治 |
| 株式会社コックス    | 静岡県浜松市鍛冶町320番地の23          | 藤 野 武 美 |
| ジャスフォート株式会社 | 大阪府大阪市中央区備後町二丁目 4 番 9 号    | 本 田 進   |
| ソックコーベ株式会社  | 兵庫県神戸市兵庫区荒田町一丁目17-13       | 日ノ本 欽 也 |
| 株式会社錦       | 京都府京都市上京区五辻通浄福寺西入一色町27番地 1 | 竹 内 義 典 |
| フジパンストア株式会社 | 愛知県名古屋市中村区瑞穂区松園町一丁目50番地    | 船 橋 重 明 |
| 株式会社ブルーグラス  | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1      | 野 口 慎一郎 |

(変更後)

| 氏 名 又 は 名 称   | 住 所                     | 代表者氏名   |
|---------------|-------------------------|---------|
| 株式会社大野書店      | 那珂郡東海村舟石川駅西 2 - 15 - 6  | 大 野 豊 治 |
| 株式会社オンデーズ     | 東京都新宿区高田馬場 1 丁目17番18号   | 森 部 好 樹 |
| 株式会社コックス      | 東京都江東区新大橋 1 丁目 8 番11号   | 荻 原 久 示 |
| スナップス販売株式会社   | 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番地     | 本 田 進   |
| ソックコーベ株式会社    | 兵庫県神戸市東灘区向洋町中 6 丁目 9 番地 | 日ノ本 欽 也 |
| 株式会社きね八       | 水戸市堀町932                | 田 所 幸 雄 |
| 株式会社錦         | 愛知県名古屋市中村区名駅 2 丁目45番19号 | 西 尾 遼 一 |
| フジパンストア株式会社   | 愛知県名古屋市中村区瑞穂区松園町一丁目50番地 | 高 木 和 巳 |
| 株式会社ブルーグラス    | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1   | 木 村 保   |
| 株式会社タツミヤ      | 東京都八王子市暁町 1 丁目32番13号    | 指 田 努   |
| 株式会社フォーティファイブ | 千葉県野田市野田47番地の16         | 寺 田 浩 之 |

(3) 変更の年月日

平成16年11月28日

(4) 変更する理由

小売業者の退店・出店及び代表者名等の変更による

3 届出年月日

平成17年 3 月30日

**茨城県告示第503号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見



書を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成17年 4 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) ユニー株式会社

代表取締役 佐々木 孝 治

愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地

(2) 株式会社ファイブ

代表取締役 山 崎 日出明

稲敷市西代1495

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

西代ショッピングセンター

稲敷市西代1480 外

(2) 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 17箇所

(変更後) 16箇所

(3) 変更する年月日

平成17年 4 月 4 日

(4) 変更する理由

平面駐車場④の地権者の要望により土地を返却することとなったため。

3 届出年月日

平成17年 4 月 4 日

~~~~~  
茨城県告示第504号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成17年 4 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社マスタ取手店

取手市東六丁目10番 8 号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）

平成17年 3 月 7 日

イ 変更しようとする事項

廃棄物保管施設の位置

ウ 届出年月日

平成17年 2 月18日

2 市町村の意見

市町村名	意 見 の 概 要	理 由
取手市	市関係条例（取手市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則）の遵守	廃棄物等の保管施設の位置が住宅と近くなる

茨城県告示第505号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成17年 4 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

城南ショッピングセンター

龍ヶ崎市光順田1753番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（法第 6 条第 1 項）

平成17年 1 月20日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更後・追加分）

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の 1	大 村 禎 史

(3) 届出年月日

平成16年12月27日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第506号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定に基づき公表する。

平成17年 4 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 委託先

水戸市上国井町3118番地の21
財団法人茨城県農林振興公社

2 徴収の事務を委託する使用料

茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例（昭和54年茨城県条例第27号）に基づく使用料及び入園料

3 委託期間

平成17年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日まで

茨城県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年 4 月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 4 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 大子那須線

2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字上野宮字戸辺2821番 1 地先から
久慈郡大子町大字上野宮字桜井向2765番16地先まで

3 供用開始の期日 平成17年 4 月14日

茨城県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年 4 月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 4 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 大子美和線

2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字頃藤字宿4989番 1 地先から
久慈郡大子町大字頃藤字下平5027番 1 地先まで

3 供用開始の期日 平成17年 4 月14日

茨城県告示第509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年 4 月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 4 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 取手つくば線

2 供用開始の区間 筑波郡伊奈町大字板橋字花田久保2651番 3 地先から
筑波郡伊奈町大字高岡字南記834番 5 地先まで

3 供用開始の期日 平成17年 4 月25日

茨城県告示第510号

稲敷郡河内町源清田5960番地に事務所を置く豊田新利根土地改良区から次のとおり役員が退任した旨土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成17年 4 月14日

茨城県稲敷土地改良事務所長 福 田 一 夫

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	村 野 賢 司	稲敷郡河内町龍ヶ崎町歩307番地

茨城県告示第511号

平成15年12月18日付け江土改指令第36号をもって認可のあった土浦市外十五ヶ町村土地改良区が行う上太田地区土地改良事業については、平成17年 2 月24日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成17年 4 月14日

茨城県稲敷土地改良事務所長 福 田 一 夫

茨城県告示第512号

平成16年10月14日付け江土改指令第10号をもって認可のあった土浦市外十五ヶ町村土地改良区が行う小坂第 2 地区土地改良事業については、平成17年 2 月24日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成17年 4 月14日

茨城県稲敷土地改良事務所長 福 田 一 夫

茨城県告示第513号

平成16年10月14日付け江土改指令第11号をもって認可のあった土浦市外十五ヶ町村土地改良区が行う下小池地区土地改良事業については、平成17年 2 月24日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成17年 4 月14日

茨城県稲敷土地改良事務所長 福 田 一 夫

茨城県告示第514号

平成16年12月 1 日付け江土改指令第13号をもって認可のあった新利根川土地改良区が行う新利根地区土地改良事業については、平成17年 3 月31日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成17年 4 月14日

茨城県稲敷土地改良事務所長 福 田 一 夫

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成17年 4 月14日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
白友会	内 藤 勝 義	堀 江 久 男	猿島郡総和町女沼1488-21	17. 3. 1
茨城県介護政治連盟	山 口 伸 樹	古 谷 博	笠間市福田3199	17. 3. 2
つくる会	木 村 道 夫	飯 田 一 男	岩井市大字弓田2188	17. 3. 8
小川賢治後援会	長谷川 千 春	島 田 守	東茨城郡美野里町大字花野井249番地	17. 3. 9
かたばみ和彦後援会	方波見 勇 雄	方波見 俊 彦	鹿島郡銚田町安房1154-2	17. 3. 14
西野ひでお後援会	西 野 英 夫	山 田 康 裕	日立市幸町2-13-6	17. 3. 17
岩倉みきろうを支える会	大 高 庄 八	木 原 義 高	高萩市大字高萩711-104	17. 3. 18
茨城から新しい日本を創造する会	高 野 守	吉 澤 光 雄	ひたちなか市市毛1077	17. 3. 22
稲敷市に若いリーダーを育てる会	長 坂 太 郎	木 内 義 延	稲敷市佐原組新田424-2	17. 3. 31

茨城県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成17年 4 月14日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	民主党茨城県第6総支部			つくば市下広岡419-62	17. 3. 2
旧				土浦市文京町6-1 マルセビル	
新	波多昭治後援会			水戸市河和田1-1535-82	17. 3. 2
旧				水戸市河和田1-1546-1 7-104	
新	鬼沢忠治後援会	堀 田 正 衛			17. 3. 3
旧		鬼 沢 仙			
新	自民党大洋村支部	羽 成 日出夫	和 泉 繁 男	鹿島郡大洋村札76-1	17. 3. 3
旧		田 口 正 男	下河辺 英 夫	鹿島郡大洋村梶山2047	
新	金長義郎後援会			東茨城郡城里町錫高野2459	17. 3. 7
旧				東茨城郡城里町石塚2336-1	
新	革新牛久市政をつくる会	犬 田 住 夫			17. 3. 8
旧		犬 田 す 糸			
新	自民党銚田西部支部	堀 田 正 衛			17. 3. 9
旧		鬼 沢 忠 治			

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	塚田規夫後援会祥友会		冨 田 里 利		17. 3. 9
旧			新 関 予志夫		
新	田口文明後援会	緑 川 吉 春			17. 3. 9
旧		加 藤 勇			
新	永野ひろとし後援会		永 野 弘		17. 3. 9
旧			和 賀 勲		
新	自由民主党茨城県林業支部		田 中 裕 子		17. 3. 11
旧			徳 宿 恵美子		
新	染谷清後援会		杉 原 清		17. 3. 11
旧			市 村 進		
新	加藤まさこ後援会	石 塚 勝			17. 3. 11
旧		五木田 淳一郎			
新	加藤まさこ後援会		加 藤 洋 一		17. 3. 11
旧			倉 持 繁 夫		
新	内田俊郎後援会双葉会		内 田 和 美		17. 3. 14
旧			浜 田 新 一		
新	豊田みのる後援会	野 口 通			17. 3. 15
旧		小野寺 宣			
新	感謝と思いやりの市政を創る会	野 口 通			17. 3. 15
旧		小野寺 宣			
新	大洗町長小谷隆亮を励ます会			東茨城郡大洗町磯浜町1540番地 関根新一方	17. 3. 15
旧				東茨城郡大洗町磯浜町1540番地	
新	坪井透後援会		坪 井 進		17. 3. 16
旧			坪 井 正		
新	青年義憂会		香 取 健 児		17. 3. 16
旧			石 塚 弘		
新	おおはた章宏後援会		服 部 明		17. 3. 16
旧			菅 原 幸 夫		
新	せとゆみことまちづくりの会		安 藤 京 子		17. 3. 18
旧			齋 藤 佳 子		
新	今一男後援会		蛭 田 光 博		17. 3. 18
旧			横 山 光 晴		
新	日本共産党茨城西部地区委員会	稲 葉 修 敏			17. 3. 22
旧		小 島 修			
新	碧風会			水海道市山田町4735-1	17. 3. 22
旧				つくば市並木3-18-17	
新	村田まさかつサポーターの会	小 林 隆 夫			17. 3. 22
旧		堀 川 賢 壽			

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	車田一嗣後援会	綿 引 秀 夫			17. 3. 23
旧		車 田 仁			
新	池田芳範後援会			鹿嶋市浜津賀368-2	17. 3. 23
旧				鹿嶋市浜津賀298	
新	小松崎常則後援会		出 澤 昭		17. 3. 24
旧			出 沢 弘 伯		
新	菅谷憲一郎後援会	菅 谷 一 健	菅 谷 優 子	猿島郡総和町大字葛生1732-1	17. 3. 25
旧		香 取 弘 行	内 田 一 巳	猿島郡総和町大字釈迦3128-1	
新	金沢通世後援会	金 沢 久 夫			17. 3. 25
旧		安 喰 敬 夫			
新	きれいな選挙を推薦する会			猿島郡総和町大字葛生1732-2	17. 3. 25
旧				猿島郡総和町大字下大野2576-8	
新	自由民主党波崎中央支部			鹿島郡波崎町土合北2丁目9873-2	17. 3. 28
旧				鹿島郡波崎町8440番地の5	
新	西条昌良を育てる会			鹿島郡波崎町土合北2丁目9873-2	17. 3. 28
旧				鹿島郡波崎町8440番地の5	
新	西条昌良後援会			鹿島郡波崎町土合北2丁目9873-2	17. 3. 28
旧				鹿島郡波崎町8440番地の5	
新	明日の波崎をつくる若波の会			鹿島郡波崎町5551	17. 3. 28
旧				鹿島郡波崎町太田新田5-4-15	
新	市民力つくば			つくば市小田3246-3	17. 3. 29
旧				つくば市松予1-17-3-103	
新	自由民主党水府支部	平 山 英		常陸太田市松平町385	17. 3. 29
旧		吉 成 健 司		久慈郡水府村大字下高倉1718	
新	自由民主党茨城県港湾支部		佐々木 満		17. 3. 29
旧			篠 塚 雅 之		
新	佐藤しんいちとはばたく会		高 野 明 美		17. 3. 30
旧			尾 崎 敏 規		
新	自由民主党下館支部				17. 3. 30
旧	自民党茨城県連下館支部				
新	田中力後援会			つくば市高見原2-2-91	17. 3. 30
旧	田中つとむ後援会			つくば市高見原1-1-236	
新	林悦子ひまわりの会		林 千 秋		17. 3. 30
旧			安 永 ふじ子		
新	林悦子後援会		林 清		17. 3. 30
旧			藤 浪 賢 一		
新	とみ山省三後援会			筑西市外塚757番地	17. 3. 30
旧				下館市大字菅谷1624番地	

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	たかぎ功後援会	吉 田 慶 治			17. 3. 31
旧		黒 田 輝 美			
新	渡部源昭後援会		木 下 憲		17. 3. 31
旧			小 坂 祐 二		
新	橋本昌東海村後援会		川 崎 孝 志		17. 3. 31
旧			橋 本 滋		
新	自由民主党茨城県連石岡支部		桜 井 恒 雄		17. 3. 31
旧			鈴 木 義 信		
新	日本葉業政治連盟茨城県支部			水戸市大塚町1852-4 潮田三国堂薬品(株)内	17. 3. 31
旧				水戸市元吉田町1700 潮田三国堂薬品(株)内	
新	飛田茂を育てる会	飛 田 昇	飛 田 正 枝		17. 3. 31
旧		犬 塚 和 夫	河原井 富 雄		
新	JAM茨城政治連盟	堀之内 正 憲			17. 3. 31
旧		大 越 安太郎			

茨城県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年 4 月14日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
政治結社誅政議塾	小笠原 隆 史	小笠原 隆 史	土浦市神立中央3-18-12 ビューハイツA102	17. 3. 2
クリーン総和	内 藤 勝 義	堀 江 久 男	猿島郡総和町女沼1488-21	17. 3. 3
あくつ勝紀後援会	江 幡 勲	大和田 博	城里町石塚1071の5	17. 3. 7
昇政会	鈴 木 昇	坪 信 行	那珂郡東海村須和間字部原1193-7	17. 3. 8
住みよい取手をつくる会	菊 地 城一郎	菊 地 貞 三	取手市桑原11104	17. 3. 10
大澤輝夫後援会	大 澤 昭一郎	大 澤 君 代	猿島郡五霞町原宿台2-12-8	17. 3. 10
郡司孝夫後援会	郡 司 孝 夫	坂 内 譲	水戸市河和田町西中曽根3956-1	17. 3. 11
枝川勝美後援会	枝 川 勝 美	枝 川 勝 美	水戸市杉崎237-1	17. 3. 15
石井正己後援会	石 井 正 己	石 井 正 己	稲敷郡阿見町荒川沖1629-2	17. 3. 15
城里町を良くする会	大 越 止 男	鯉 渕 勇 雄	東茨城郡城里町石塚1147-2	17. 3. 17
こうた和夫後援会	加倉井 昭 喜	柴 真	真壁郡明野町大字鷺島204	17. 3. 22
藤武会安藤武博後援会	安 藤 武 博	茂 木 新 一	鹿島郡波崎町矢田部6996番地	17. 3. 24
しのぎき仁後援会	篠 崎 仁	篠 崎 仁	下館市大字直井1303番地の1	17. 3. 25
下館市民ネットワーク	篠 崎 仁	廣 瀬 茂	下館市大字直井1303番地の1	17. 3. 25

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党茨城県支部 連合会水海道支部	青 木 昌 司	倉 持 邦 治	水海道市淵頭町2962	17. 3. 29
野口正夫後援会	金 子 健一郎	野 口 正 二	坂東市逆井2833-11	17. 3. 29
筑波政経研究会	藤 澤 順 一	杉 浦 博	つくば市花室962-3 藤沢事務所内	17. 3. 29
北沢ひろし後援会	北 沢 仁	寺 田 清 志	つくば市玉取2620-5	17. 3. 29
北沢ひろしを育てる会	山 越 哲 郎	寺 田 清 志	つくば市玉取2620-5	17. 3. 29
クリーンなつくば市をつくる会	山 崎 秀 一	寺 田 清 志	つくば市玉取2620-5	17. 3. 29
市民力つくば	矢 澤 容 子	矢 野 智 子	つくば市小田3246-3	17. 3. 29
原浩茂後援会	原 正 孝	松 兼 紘 一	潮来市大賀380	17. 3. 29
斎藤全一郎後援会	斎 藤 全一郎	斎 藤 弘 任	久慈郡大子町山川1149	17. 3. 30
明日を拓く若い世代の会	吉 田 富次郎	吉 田 富次郎	水戸市柳町2-7-10	17. 3. 30
仁平たつお後援会	海老沢 哲 男	仁 平 俊 子	筑西市門井86番地	17. 3. 31
鈴木崇弘後援会	鈴 木 崇 弘	武 田 武 久	水戸市河和田2丁目6-13	17. 3. 31

茨城県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成17年 4 月14日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
高 野 守	衆議院議員茨城県 第4選挙区	茨城から新しい日本 を創造する会	ひたちなか市市毛1077	17. 3. 22
西 野 英 夫	北茨城市議会議員	西野ひでお後援会	日立市幸町2-13-6	17. 3. 17

茨城県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成17年 4 月14日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

	届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	波 多 昭 治			水戸市河和田1-1535-82	17. 3. 2
旧				水戸市河和田1-1546-1 7-104	
新	富 山 省 三			筑西市外塚757番地	17. 3. 30
旧				下館市大字菅谷1624番地	

茨城県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 3 項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出が次のようにあったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成17年 4 月14日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
鈴 木 昇	東海村議会議員	昇政会	那珂郡東海村須和間字部原1193－ 7	17. 3. 8
枝 川 勝 美	内原町議会議員	枝川勝美後援会	水戸市杉崎237－ 1	17. 3. 15
石 井 正 己	阿見町議会議員	石井正己後援会	稲敷郡阿見町荒川沖1629－ 2	17. 3. 15
安 藤 武 博	波崎町長	藤武会安藤武博後援会	鹿島郡波崎町矢田部6996番地	17. 3. 24
篠 崎 仁	下館市議会議員	しのざき仁後援会	下館市大字直井1303番地の 1	17. 3. 25
藤 沢 順 一	つくば市長	筑波政経研究会	つくば市花室962－ 3 藤沢事務所内	17. 3. 29
北 沢 仁	つくば市長	北沢ひろし後援会	つくば市玉取2620－ 5	17. 3. 29
鈴 木 崇 弘	茨城県議会議員	鈴木崇弘後援会	水戸市河和田 2 丁目 6 －13	17. 3. 31

公 告

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成17年 4 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事由

①住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守業務委託 ②総務部市町村課 水戸市笠原町978番 6 ③平成17年 3 月31日 ④財団法人地方自治情報センター理事長 芳山達郎 東京都千代田区一番町2 5 番地 ⑤91,282,707円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 1 号

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成17年 5 月30

日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において
公衆の縦覧に供する。

平成17年 4 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成17年 3 月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 愛恵会

3 代表者の氏名

河 井 孝 男

4 主たる事務所の所在地

茨城県下妻市大字新堀 7 番地 3

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、在宅での介護を行い、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを
目的とする。

●緑地環境保全地域の指定等

茨城県自然環境保全条例（昭和48年茨城県条例第 4 号。以下「条例」という。）第10条第 1 項の規定に基づき八代
富士浅間緑地環境保全地域を指定し、及び条例第11条第 1 項の規定に基づき当該地域における緑地環境保全計画を決
定したいので、条例第10条第 2 項及び第11条第 3 項において準用する条例第 3 条第 3 項の規定により次のとおり公告
する。

平成17年 4 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 緑地環境保全地域の名称及び位置

(1) 名称 八代富士浅間緑地環境保全地域

(2) 位置 龍ヶ崎市八代町（別掲図 1 のとおり。）

2 緑地環境保全地域に含まれる土地の区域及び面積

(1) 区域 龍ヶ崎市八代町の一部（別掲図 2 のとおり。）

(2) 面積 2.3ヘクタール

3 緑地環境保全計画の概要

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域は、富士浅間神社の小高い丘を中心としたスダジイ、タブノキ、アカガシ、シラカシ等の常緑広葉樹及
び北東部に広がる湿地にヨシ等が生育している。また、コジュリン等の多くの鳥類のほか、は虫類及び昆虫類が
生息する等良好な自然環境を形成している。

(2) 自然環境の保全のための規制に関する事項

自然環境の保全のための規制は、条例の規定により行う。

(3) 自然環境の保全のための施設に関する事項

自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の名称	位 置	構 造	工 種	摘 要
標 識	龍ヶ崎市八代町	木 造	新 設	標 板
		木 造	新 設	標 柱
巡 視 歩 道	龍ヶ崎市八代町	—	—	必要に応じ設置

4 緑地環境保全地域の指定及び緑地環境保全計画の縦覧場所

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県生活環境部環境政策課

(2) 龍ヶ崎市3710

龍ヶ崎市環境生活部環境衛生課

5 備考

縦覧期間は、公告の日から2週間とし、2に掲げる区域に係る住民及び利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

なお、意見書の提出先は、水戸市笠原町978番 6 茨城県生活環境部環境政策課とする。

八代富士浅間緑地環境保全地域の指定

1 指定理由

本地域は、龍ヶ崎市のほぼ中心に位置する八代町にあり、龍ヶ崎ニュータウンの開発が進む「常総平野」と呼ばれる洪積台地の河岸段丘に接する沖積低地に位置し、富士浅間神社の社寺林を中心にした小高い丘と北東に広がる湿地を含めた地域である。

小高い丘の頂上には、樹高15メートルを超すスダジイ、タブノキ、アカガシ、シラカシ等の常緑広葉樹の生育する豊かな社寺林が形成されており、貴重な暖温帯林の自然植生の様相を呈している。

また、神社の後背に広がる湿地では、オニヤンマ等の昆虫類や茨城県版レッドデータブックで希少種に指定されているコジュリンを始め多くの鳥類を確認することができる。

このため、本地域は、茨城県自然環境保全条例（昭和48年茨城県条例第4号）第10条第1項第1号に規定する「樹林地が集落地周辺と一体となって、良好な自然環境を形成している区域」に該当する。

2 自然環境の概要

(1) 植生

小高い丘の中心にアカガシ・シラカシ群落、それを囲むようにスギ・ヒノキ林、その外縁にはクヌギ・コナラ林、丘の東にはスダジイ・ヤブコウジ群落があり、神社の北東の湿地にはヨシ群落が広がっている。

樹林の中心をなすスダジイ・アカガシ・シラカシ林の中には、樹高15メートル、胸高直径45センチメートルを超すスダジイが10本以上、胸高直径90センチメートルのアカガシ、胸高直径45センチメートルのモチノキ等が生育している。これらは、神社の歴史を考慮すれば樹齢200年を超えており、暖温帯林の自然植生の様相を呈している。また、これらの林床には、本県内では自然植生としては個体数の少ないカクレミノ、マンリョウ、ヤツデ及びヒイラギが生育している。

(2) 野生動物

特色のあるものとしては、アオスジアゲハ等のチョウ類、湿地にはオニヤンマ、ギンヤンマ等のトンボ類並びにコジュリン、ホオジロ、アカハラといった鳥類も多い。

なお、保護の対象としては、アオスジアゲハ及びコジュリンが挙げられる。

3 緑地環境保全地域の名称、区域等

(1) 名称

八代富士浅間緑地環境保全地域

(2) 位置

龍ヶ崎市八代町 (図1のとおり。)

(3) 区域

龍ヶ崎市八代町の一部 (図2のとおり。)

(4) 面積

2.3ヘクタール

(5) 土地の所有関係

単位：ヘクタール

国有地	国有地以外の 公有地	民有地	合計
0	0	2.3	2.3

八代富士浅間緑地環境保全地域に関する保全計画

1 緑地環境保全地域の名称、区域等

(1) 名称

八代富士浅間緑地環境保全地域

(2) 位置

龍ヶ崎市八代町 (図1のとおり。)

(3) 区域

龍ヶ崎市八代町の一部 (図2のとおり。)

(4) 面積

2.3ヘクタール

2 保全すべき自然環境の特質

本地域はスダジイ、タブノキ等の暖温帯性の常緑広葉樹林が自然に近い植生で生育しており、貴重な自然環境を保持している。また、この林内にはアオスジアゲハ等のチョウ類、湿原にはオニヤンマ等のトンボ類、茨城県版レッドデータブックで希少種に指定されているコジュリン等の鳥類、は虫類等が豊富に生息し、良好な自然環境を形成している。

3 自然環境の保全のための規制に関する事項

自然環境の保全のための規制は、茨城県自然環境保全条例 (昭和48年茨城県条例第4号) の規定により行う。

4 自然環境の保全のための施設に関する事項

自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の名称	位 置	構 造	工 種	摘 要
標 識	龍ヶ崎市八代町	木 造	新 設	標 板
		木 造	新 設	標 柱
巡 視 歩 道	龍ヶ崎市八代町	—	—	必要に応じ設置



図 2

八代富士浅間緑地環境保全地域



●地籍調査の成果認証

鹿島郡神栖町，鹿島郡鉾田町の下記地区における地籍調査の成果は，国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成17年 4 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

調査を行った者の名称	鹿島郡神栖町，鹿島郡鉾田町
成 果 の 名 称	地籍図及び地籍簿
調 査 を 行 っ た 地 域 及 び 期 間	鹿島郡神栖町大字横瀬の一部 平成15年 6 月19日から 平成16年 3 月23日まで 鹿島郡鉾田町大字大竹の一部 平成15年10月 9 日から 平成16年 1 月30日まで
認 証 年 月 日	平成17年 3 月31日

●都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催

下館・結城都市計画の変更案の作成について，都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により，次のとおり公聴会を開催する。

公述人については，茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年12月27日茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから，同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし，同条第3項の規定に基づき公述人を選定したときはその旨を当該公述人に通知する。

なお，公述申出者がいない場合には，公聴会は開催しない。

平成17年 4 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先，提出期限及び様式

日 時	場 所	公述申出書の提出先，提出期限及び様式
平成17年 4 月28日 午前10時00分	岩瀬町岩瀬64－2 岩瀬町役場第2庁舎 2階大会議室	提 出 先 水戸市笠原町978番 6 茨城県知事 橋 本 昌 (土木部都市局都市計画課扱い) 提 出 期 限 平成17年 4 月21日（必着のこと） 様 式 別掲のとおり

2 下館・結城都市計画の変更案

- (1) 都市計画の種別，名称，位置，区域及び構造

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主な経 過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
幹 線 街 路	3・4・32	岩瀬駅前富 谷線	岩瀬町 大字犬 田字猪 窪	岩瀬町 大字富 谷字戸 崎	岩瀬町 大字岩 瀬字水 道	m 約1,800	地表式	2車線	m 16	3・2・34号岩 瀬羽黒線と立体 交差 幹線街路との平 面交差3箇所	
	なお、岩瀬町大字犬田字猪窪地内に岩瀬駅前広場を設ける。										
	3・5・37	犬田元岩瀬 線	岩瀬町 大字岩 瀬字古 田	岩瀬町 大字岩 瀬字水 道	岩瀬町 大字岩 瀬字十 枚内	m 約920	地表式	2車線	m 12	3・2・34号岩 瀬羽黒線と立体 交差 幹線街路との平 面交差3箇所	

(2) 都市計画を変更する内容

都市計画道路の変更

(3) 都市計画を変更する土地の区域

ア 3・4・32 岩瀬駅前富谷線

追加する部分

岩瀬町大字犬田字猪窪の一部

変更する部分

岩瀬町大字岩瀬字山王の一部

イ 3・5・37 犬田元岩瀬線

削除する部分

岩瀬町大字岩瀬字古田の一部

(4) 案の作成理由

今回の変更に係る3・4・32号岩瀬駅前富谷線は、JR水戸線岩瀬駅北側市街地の南北中心軸を形成し、地域住民及び駅利用者の円滑な交通流動を確保するための幹線街路として、昭和52年12月に都市計画決定された。現在、駅から都市計画道路新橋谷中線までの区間、約210mを残して整備が完了し、供用されているところである。

また、3・5・37号犬田元岩瀬線は、岩瀬駅北側市街地内において、犬田北線や東区元岩瀬線などとともに、国道50号バイパスなどの幹線街路を補完し、日常的に地区内に発生集中する交通を効率的に集散させるための補助幹線街路として、昭和54年12月に都市計画決定された。現在までに、国道50号バイパス沿道の土地区画整理事業区域内、約360mの整備が完了し、供用されているところである。

しかし、岩瀬駅周辺におけるこれらの道路網の前提とされていた駅周辺地区面整備構想については、近年の少子化に伴う人口減少や長引く景気の低迷、それらによる岩瀬町財政状況の悪化など、社会経済情勢の変化により、その実現の可能性が薄れ、構想そのものを断念せざるを得ない状況となっている。

一方、現在の岩瀬駅周辺地区は、駅前広場が整備されておらず、県道岩瀬停車場線も幅員が狭小であることから、バスが駅前に乗り入れできないなど、交通処理上の問題をかかえている。今後の高齢社会到来を踏まえると、高齢者や障害者をはじめとするだれもが、安全に安心して、バスや鉄道などの公共交通を利用できるよう、また、自転車や自動車と公共交通との乗換えが円滑にできるよう、交通結節点である駅前広場とそのアクセス道路である岩瀬駅前富谷線の整備は緊急の課題となっている。

このような中、平成15年3月に策定された岩瀬町都市計画マスタープランにおいては、岩瀬駅前富谷線と駅前

広場の整備推進に努めるとともに、駅周辺の既成市街地について、狭い路地や古い建物・樹木などが残った懐かしい昔ながらの町の風景を残しながら、高齢者・障害者に配慮した、人にやさしい地域づくりを進めていくこととされている。

このような背景を踏まえ、岩瀬駅周辺地区の都市計画道路網のあり方を再検討した結果、駅への交通アクセス機能は主に岩瀬駅前富谷線と駅前広場が担うこととし、地区内で日常的に発生集中する交通の処理は、既存のまち並みをを大きく変えるような新たな都市計画道路事業によらず、現道を活用して行うこととなった。

このような方針に従い、都市計画道路網を見直すこととし、交通流動の円滑化と駅利用者の利便性向上を図るため、岩瀬駅前広場の位置及び形状を変更するとともに、岩瀬駅前富谷線の一部区間について幅員を変更するものである。

また、犬田元岩瀬線については、新橋谷中線との交差点以南の区間を廃止するものである。

なお、今回の県による都市計画変更に伴い、岩瀬町において東区元岩瀬線の一部区間及び犬田北線の廃止を行うものである。

3 都市計画の変更案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029-301-4588（直通）

(2) 岩瀬町岩瀬64-2

岩瀬町役場まちづくり課

電話 0296-75-3111（代表）

別 掲

公 述 申 出 書

下館・結城都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

印

年 齢

職 業

意見の要旨 別 紙

※ 「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。

位置図



●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成17年 4 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町大字平泉字東町田 2 番171

- 2 事業主の住所及び氏名

川崎市川崎区砂子 2 丁目 3 番 2

株式会社 田原屋

代表取締役 田 熊 太 郎

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡波崎町大字矢田部字西区764番53, 同番55

- 2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡波崎町土合本町四丁目9823番 2 県営住宅 3 棟204号

泉 謙二郎

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水海道市大輪町字満蔵前2215番 1, 同番 6

- 2 事業主の住所及び氏名

水海道市大輪町2215ー 8

駒 崎 忍

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字大歩字道東1547番 2, 1548番 3, 1550番 1, 同番 2, 同番 7, 同番 8, 1551番 1, 同番 4, 同番 5

- 2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町大字内門651

さしま食品加工協同組合

代表理事 倉 持 忠

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成17年 4 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合

には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合には、その理由 ⑨その他必要な事項

①財務会計オンラインシステム維持管理業務委託 一式 ②出納事務局出納第一課 水戸市笠原町978番 6 ③平成 17 年 4 月 1 日 ④株式会社日立製作所 東京都千代田区神田駿河台 4 丁目 6 番地 ⑤70,875,000 円 ⑥随意契約 ⑧ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号

~~~~~

### ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成17年 4 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧落札方法

①いばらき県議会だより （年 4 回総部数） 4,048,000 部 ②出納事務局出納第二課 水戸市笠原町978番 6 ③平成 17 年 3 月 29 日 ④株式会社茨城新聞社 茨城県水戸市北見町 2 番 15 号 ⑤23,073,600 円（消費税及び地方消費税抜き額） ⑥一般競争入札 ⑦平成17年 2 月14日 ⑧最低価格

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)